

受講約款

(契約の成立)

第1条

プロスクール入校申込・契約者(以下甲という)は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、プロスクール(以下乙という)に対して入校及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、特定商取引に関する法律(以下「法」と記す。)に基づく契約が成立します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条

1 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した内容の役務を提供します。

2 甲は、受講料、その他、パンフレット、ホームページ、メールに記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

(学習指導の形態)

第3条

指導形態については、以下の通りとします。

1 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

2 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。

3 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

(学習指導の開始日)

第4条

本契約において、学習指導の開始日とは、パンフレット、ホームページ、メールに記載されている日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(学習指導の実施場所)

第5条

乙は、甲の住所において学習指導を行います。

但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(学習指導期間と契約期間)

第6条

学習指導の期間は、別紙契約書に記載された契約期間内とします。

最大契約期間は1年(12ヶ月)とします。

なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

(関連商品)

第7条

学習指導に付随して必要となる関連商品(教材等書籍、CD等)の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

(入塾申込み後のクーリング・オフ等)

第8条

甲は、本契約を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。

1 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。

2 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

3 第1項及び第2項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

4 第4項の契約解除の申出先は次のとおりです。

(※申出先が乙と異なる場合のみ)

5 第4項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

6 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第9条

乙は、第8条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

1 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限一万一千円迄の初期費用、提供された役務の対価及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額

2 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用

3 前項の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。

4 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

5 第3項の契約解除の申出先は次のとおりです。

(※申出先が乙と異なる場合のみ)

6 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に当該金額を返還するものとします。

7 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

8 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

(個人情報保護)

第10条

本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

(1) 甲に対するサービスの案内、情報提供を行うため

(2) 甲より照会を受けた内容に回答するため

2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

(紛争の解決)

第11条

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。